

◇ 退職手当請求関係 ◇

- | ○ 請求に関して必ず提出するもの | 掲載ページ |
|---|-------|
| ① 退職等報告書 (別記様式第 2 号) | P 2 |
| ② 退職手当請求書 (別記様式第 7 号) | P 3 |
| ③ 履歴書 (別記様式第 6 号) (又は人事台帳の写し) | P 4 |
| ※ 人事台帳の写しには、 <u>団体長の原本証明</u> が必要 | |
| ④ 退職所得申告書 (<u>別紙の Excel ファイルをご利用ください</u>) | |
| ○ その他退職事由等により提出が必要なもの | |
| ⑤ 内申書 (別記様式第 8 号) | P 5 |
| ※ 勸奨、応募認定等により退職する場合 | |
| ⑥ 委任状 (共済組合貸付償還金の控除委任状) | P 6 |
| ※ 市町村職員共済組合から貸付を受けている場合 | |
| ⑦ 徴収依頼書 (退職手当からの控除依頼書) | P 7 |
| ※ 市町村職員共済組合から貸付を受けている場合 | |
| ※ <u>市町村職員共済組合あてに提出</u> | |
| ⑧ 退職手当等支給に関する証明書 (任意様式) | P 8 |
| ※ 団体採用前に通算される前歴期間がある場合 | |
| ※ <u>当該期間の履歴書を添付が必要</u> | |
| ⑨ 調整額に関する区分報告書 (様式第 6 号の 2) | P 9 |
| ※ 調整額の算定期間に前歴期間を含む場合 | |
| ⑩ 施行日前日給料額に関する報告書 (様式第 6 号の 4) | P 10 |
| ※ 前歴期間に施行日前日を含む場合 | |
| ⑪ 諸給与明細書 (別記様式第 8 号の 2) | P 11 |
| ※ 整理退職等に該当する場合 (条例 6 条の 5 特例計算用) | |

◇ 職員異動等報告関係 ◇

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ⑫ 就職報告書 (様式第 1 号) | P 12 |
| ※ 職員が就職した場合 (他団体からの異動を含む) | |
| ⑬ 退職報告書 (様式第 2 号) | P 13 |
| ※ 職員が退職した場合 (退職手当が支給されない場合：履歴書を添付) | |
| ⑭ 異動報告書 (様式第 2 号) | P 14 |
| ※ 職員が他団体へ異動した場合 (当該団体の履歴書を添付) | |
| ⑮ 休職・復職等報告書 (様式第 2 号) | P 15 |
| ※ <u>職員が休業・休職・停職・育児休業・復職等した場合</u> | |

退職、失職、解職、死亡、休業、休職、停職、復職、異動報告書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

下記のとおり職員**の退職**、失職、解職、死亡、休業、休職、停職、復職、異動を報告します。

令和 3年 4月 1日

〇〇町 長（管理者）

△ 田 〇 夫



団体コード	職員番号	ふりがな	すずき いちろう
530	8030	氏名	鈴木 一郎
職名	課長	生年月日及び性別	昭和38年10月20日生 男
定年年齢	60歳	任用根拠（適用条項）	※常勤特別職職員及び任期の定めのない常勤職員は記載不要
退職 、失職、解職、死亡又は復職年月日	令和 3年 3月 31日		
就職 、休業、休職又は停職年月日	平成 元年 5月 1日		
在職等年月数	31年 11月		
退職時の給料月額（調整額を含む。）	6級 70号給 ￥ 406,400		
当該事由	<p>応募認定退職（年齢別構成適正化）</p> <p>〇〇町職員の早期退職募集に関する条例第2条第1号</p>		

- ※1 「団体コード」は、市町村職員共済組合の所属所コードを記入してください。
(団体コードは、10 から始まる全国地方公共団体コードとは異なります。)
- ※2 「職員番号」は、市町村職員共済組合の組合員証番号を記入してください。
(市町村職員共済組合以外の職員については、あらかじめ指定した番号を記入してください。)
- ※3 「任用根拠」は、職員の任用の根拠となる法令及び条項を記入してください。
(常勤特別職職員及び任期の定めのない常勤職員については、記入は不要です。)
- ※4 「就職年月日」・「在職等年月数」は、必ず記入してください。
- ※5 「退職時の給料月額」は、給料表に基づく級・号給・給料月額を記入してください。
(高年齢層の1.5%減額や、いわゆる現給保障の額は含みません。)
- ※6 「当該事由」は、退職事由及びその適用条項を詳細に記入してください。
(応募認定退職の場合には、当該認定に係る募集の種別を必ず記入してください。)

退職手当請求書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様			
令和 3年 3月 31日付をもって（団体名） ○ ○ 町 を退職したの で退職手当を支給せられたく関係書類を添えて請求します。			
令和 3年 4月 1日			
団体コード	職員番号	住所	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335-8
530	8030	住所	
職名	課長	ふりがな	すずき いちろう
		氏名	鈴木 一郎 鈴木
死亡の場合	続柄	住所	〒
	ふりがな 氏名		印
希望支払方法	隔地払	産業第一 銀行	
	○	口座振替	前橋支 店
	口座名	○	普通預金 No. 2901352
		当座預金	
上記の退職手当請求については、その記載事項及び添付書類が正当であることを証明する。			
令和 3年 4月 1日			
○ ○ 町 長（管理者） △ 田 ○ 夫 公印			

- ※1 「団体コード」、「職員番号」は、退職報告書と同じ要領により記入してください。
 - ※2 「氏名」は、退職者（請求者）の印を必ず押印してください。
 - ※3 「希望支払方法」は、送金先の金融機関口座を明記してください。
(確認のため、通帳の表紙の裏面のコピーを添付してください。)

2条の

お願い

【添付書類】通帳（表紙の裏面）のコピー

（表紙の裏の口座名義（カタカナ）や支店名などが記載されている部分）

履 歴 書

現住所 **群馬県前橋市元総社町335-8**

所属団体名 **〇〇町** 職・氏名 **課長 鈴木一郎**



昭和**38**年 **10**月 **20**日生

発令年月日	職名	記 事	給与の級・号給	給料月額	公署名
平成元年5月1日	主事	〇〇町 財政課 主事を命ずる。	1級4号給	146,500	〇〇町長
<p style="font-size: 2em; color: red;">中 略</p> <p style="color: red;">※ 人事（休職・休業・復職など）・給与（昇給など）の履歴について、 正確に記入してください。</p>					
平成29年4月1日		給与改定	5級83号給	390,200	〇〇町長
平成30年1月1日		定期昇給	5級85号給	390,600	〇〇町長
平成30年4月1日	課長	昇格	6級65号給	404,600	〇〇町長
平成30年4月1日		給与改定	6級65号給	405,000	〇〇町長
平成31年1月1日		定期昇給	6級67号給	405,600	〇〇町長
令和2年1月1日		定期昇給	6級69号給	406,100	〇〇町長
令和2年2月2日		地方公務員法第28条第2項第1号の規定により分限休職（私傷病）			〇〇町長
令和2年4月1日		復職			〇〇町長
令和3年1月1日		定期昇給	6級70号給	406,400	〇〇町長
令和3年3月31日		辞職を承認する			〇〇町長

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 **3**年 **4**月 **1**日

〇 〇 町 長（管理者） **△ 田 〇 夫**



- ※1 この様式に代えて、各団体における人事台帳の写しを提出することができます。
(人事台帳の写しには、団体長の原本証明が必須となります。)
- ※2 在職期間中に異動等の期間を含む場合には、その期間に係る履歴書も添付してください。

内 申 書

退職当時の職 **課 長**

氏名及び生年月日 **鈴木 一郎** 昭和**38**年 **10**月 **20**日 生

上記の者は **早期退職募集による認定** により退職したので、群馬県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 条第 項第 号の規定による退職手当を支給されるよう内申します。

なお、当該理由は次のとおりです。

退職の理由	<p>例) 年齢45歳以上、勤続20年を超え、本町の早期退職募集に関する条例第2条第1号（年齢別構成適正化に係る募集）に定める要件を満たしているため。</p> <p>例) 高齢職員の退職により、年齢別構成の適正化を図るため。</p>
-------	--

群馬県市町村総合事務組合管理者 様

令和 **3**年 **4**月 **1**日

〇 〇 町 長（管理者） **△ 田 〇 夫**



- ※1 応募認定退職の場合
 - 【添付書類】 ・ 当該募集に係る募集実施要項 ※制度について規定している「要綱」ではありません。
 - ・ 当該募集に係る認定通知書の写し
 - ・ 諸給与明細書（組織の改廃等（2号募集）の場合のみ）
- ※2 整理退職の場合
 - 【添付書類】 ・ 当該免職に係る処分書の写し
 - ・ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことを証する書類
 - ・ 諸給与明細書
- ※3 勸奨退職の場合
 - 【添付書類】 ・ 勸奨退職の記録の写し

委任状

群馬県市町村総合事務組合 御中

令和 3年 4月 1日

元所属所名 ○ ○ 町

住 所 群馬県前橋市元総社町335-8

氏 名 鈴木 一 郎

鈴木

私は、令和 3年 3月 31日付で ○ ○ 町 を退職しましたが、群馬県市町村職員共済組合から貸付けを受けておりますので、その残金を退職手当金から控除されるよう委任します。

※1 市町村職員共済組合からの貸付償還金がある場合、当該償還金を退職手当から控除するため、この「委任状」をご提出いただきます。

※2 併せて、市町村職員共済組合あてに「徴収依頼書」を必ず提出してください。

退職手当等支給に関する証明書

退職時の職名・氏名 及び生年月日	職名	係長	氏名 すずき いちろう 鈴木 一郎	
			生年月日	昭和38年10月20日
退職時の所属等	□□県教育委員会			
退職の事由	普通退職 (○○町へ異動)			
退職年月日	平成18年 3月31日			
在職期間	平成16年 4月 1日 ~ 平成18年 3月 31日 (2 年 0 月)			
勤務形態	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 1. 常勤職員 ※在職期間に 2.の職員であった期間がある場合には、下記括弧内に記入 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 常勤的非常勤職員 (退職手当支給対象) 3. 上記2. 以外の非常勤職員 (退職手当支給対象外職員)			
退職手当支給の有無	有	退職手当支給額	円	
		計算の基礎となった 勤続年数	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月)	
			うち除算した期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月)
	計算の基礎となった 給料月額	円		
無	支給しなかったこと の理由	□□県職員退職手当支給条例第●●条第●項の規定により、退職手当は支給しない。		
備	※ 共同処理団体以外の通算可能な前歴期間がある場合に必要となります。 (就職時などにおいて既にご提出いただいている場合には、再度ご提出いただく必要はありません。) 【添付書類】 当該前歴期間に係る履歴書又は人事台帳の写し (原本証明必須)			
令和 3年 2月22日				
□ □ 県 教 育 委 員 会 教 育 長 △ 山 ○ 雄				公 印

特定基礎在職期間を有する職員の退職手当の調整額に関する職員の区分報告書

群馬県市町村総合事務組合管理者 様

令和 3年 3月 31日に当団体を退職した **鈴木一郎** については、特定基礎在職期間を有しており、当該特定基礎在職期間に係る退職手当の調整額に関する職員の区分については、下記のとおりとしますので報告します。

令和 3年 4月 1日

〇 〇 町 長（管理者） △ 田 〇 夫



記

1 特定基礎在職期間

勤 務 先	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日
〇〇県教育委員会	平成16年 4月 1日	平成18年 3月 31日
	年 月 日	年 月 日

2 退職手当の調整額に関する職員の区分

期 間	職員の区分（給料表名）
平成16年 4月 1日 ~ 平成18年 3月 31日	第 6 号区分（行政職給料表）
<p>※ 退職手当の調整額の算定に当たり、算定期間（基礎在職期間）中に共同処理団体以外の前歴期間がある場合に提出が必要になります。</p> <p>《参考》退職手当支給条例施行規則</p> <p>第5条の3 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）（条例第7条の3第1項に規定する第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を除く。以下この条及び次条において同じ。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員としてその者が所属していた団体（職員が退職又は死亡当時所属していた団体をいう。以下同じ。）に在職していたものとみなす。</p> <p>(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員</p> <p>(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員</p> <p>第5条の4 （略）</p> <p>2 前条各号に掲げる特定基礎在職期間において同条各号に定める職員として在職していたものとみなした者の当該特定基礎在職期間の初日の属する月からその者の当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者が属していた職員の区分については、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務に適用されるその者が所属していた団体の定める職員の給与等に関する条例及び初任給決定、昇格、昇給等に関する規定等の例又はその者の当該特定基礎在職期間における職の職制上の段階、職務の級、階級その他その者の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項等の実績により当該団体の長が定め、特定基礎在職期間を有する職員の退職手当の調整額に関する職員の区分報告書（別記様式第6号の2）により管理者に報告しなければならない。</p>	

平成18年改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額報告書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

令和 3年 3月 31日に当団体を退職した 山田 一男 については、特定基礎在職期間を有しており、当該特定基礎在職期間において当団体職員として在職していたものとみなした場合の平成18年改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額については、下記のとおりとしますので報告します。

令和 3年 4月 1日

〇 〇 町 長（管理者） △ 田 〇 夫

公印

記

1 特定基礎在職期間

勤務先	就職年月日	退職年月日
◇◇広城市町村組合	平成13年 4月 1日	平成23年 3月 31日

2 平成18年改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする額

給料表名	級・号給（給料月額）
行政職給料表（一）	3級 21号給（ 260,500円）

注ア 1の各欄は、平成18年改正条例の施行の日の前日において職員が所属していた勤務先の名称並びに当該勤務先における就職年月日及び退職年月日を記入してください。

イ 2の各欄は、1の勤務先における平成18年改正条例の施行日前日の給料月額を、貴団体における給料表に当てはめた場合の給料表名、級・号給（給料月額）を記入してください。

※ 旧条例等退職手当（施行日前日額）の算定に当たり、算定期間（基礎在職期間）中に共同処理団体以外の前歴期間があり、当該期間中に施行日前日が含まれる場合に提出が必要になります。

《参考》退職手当支給条例施行規則

第5条の11 群馬県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村総合事務組合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、同条第2項に規定する者が、特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が平成18年改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額を基礎としてその者が所属していた団体の長が定める額とし、平成18年改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額報告書（別記様式第6号の4）により管理者に報告しなければならない。

諸 給 与 明 細 書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

下記の職員の退職の日における給与は次のとおりです。

令和 3年 4月 1日

〇 〇 町 長（管理者）

△ 田 〇 夫

公印

団体コード	530	職員番号	2634
職名	係長	ふりがな	やまだ かずお
		氏名	山田 一男
退職年月日	令和 3年 3月 31日	生年月日	昭和53年 4月 1日
基本給月額	給料	4級 36号給	¥ 331,500
	給料の減額改定により現給との差額が支給されている場合		¥ 1,352 (差額)
	扶養手当		¥ 13,000
	地域手当		¥
	計		¥ 345,852
備考			

※ **整理退職等（条例第5条）の場合**には、本組合退職手当支給条例第6条の5の規定による特例の計算を行うため、「諸給与明細書」の提出が必要になります。

《参考》退職手当支給条例

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、その者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

就 職 報 告 書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

下記のとおり職員が就職したので報告します。

令和 3年 4月 2日

〇 〇 町 長（管理者）

△ 田 〇 夫



団体コード	530	職員番号	1122		
職名	主事	ふりがな	さとう じろう		
		氏名	佐藤 次郎		
就職年月日	令和 3年 4月 1日	生年月日及び性別	平成 3年 5月 10日 生 男		
定年年齢	60歳	任用根拠 (適用条項)	※常勤特別職職員及び任期の定めのない常勤職員は記載不要		
給料月額	行(1) 2級 15号給 ¥ 219,700				
現住所	〒37×-0123 群馬県〇〇郡〇〇町△△290				
前歴	勤務先	就職年月日	退職年月日	退職手当支給の有無	
	〇〇県教育委員会	平成26年4月1日	令和3年3月31日	無	
備考	他の地方公務員等の期間が通算される場合には、当該前歴期間に係る履歴書（人事台帳の写し）及び退職手当支給証明書を添付 派遣解除等により就職した場合にも、就職報告書を提出				

注1 団体コード・職員

〇 「定年年齢」欄は、定年の定めのない職員については「無」と記入してください。

※1 「任用根拠」は、例えば、就職した職員が、臨時的任用職員、任期付職員（フルタイム）、会計年度任用職員（フルタイム）等であった場合に、任用の根拠法令及び条項を記入してください。
→ 常勤特別職員及び任期の定めのない常勤職員については、記入は不要です。

※2 通算可能な前歴期間がある場合

- 【添付書類】
- ・ 前歴期間に係る履歴書又は人事台帳の写し（原本証明必須）
 - ・ 退職手当支給証明書（前歴団体が共同処理団体以外の場合）
→ 前歴団体に依頼し、書類の作成を依頼してください。

退職、失職、解職、死亡、休業、休職、停職、復職、異動報告書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

下記のとおり職員**の退職**、失職、解職、死亡、休業、休職、停職、復職、異動を報告します。

令和 3年 4月 1日

〇 〇 町 長（管理者）

△ 田 〇 夫



団体コード	職員番号	ふりがな	あかぎ はるな
530	5302	氏名	赤木 春名
職名	主事	生年月日及び性別	昭和61年 5月 1日生 女
定年年齢	60歳	任用根拠（適用条項）	※常勤特別職職員及び任期の定めのない常勤職員は記載不要
退職 、失職、解職、死亡又は復職年月日	令和 3年 3月 31日		
就職 、休業、休職又は停職年月日	令和 2年 11月 22日		
在職等年月数	0年 5月		
退職時の給料月額（調整額を含む。）	1級 25号給 ￥ 182,200		
当該事由	自己都合退職		
引き続き他の地方公務員等となる場合	（新所属所名）		

「注」 1. 団体コード・職員番号は、群馬県市町村職員共済組合と同一の記号・番号を記入してください。

※ 在職期間が6月未満の場合や、懲戒免職・失職の場合などの退職者についても報告してください。

【添付書類】 ・ 在職期間に係る履歴書又は人事台帳の写し（原本証明必須）

係る子の生年月日も「当該事由」欄に記入してください。

8. 休職が公務上の傷病又は通勤による傷病によるものである場合には、その旨を記載してください。

9. この報告書は、退職後引き続き他の地方公務員等となる者で在職期間が通算されるもの及び在職期間が6月未満の普通退職者や懲戒免職者など退職手当が支給されない者についても報告してください。なお、引き続き他の地方公務員等となる場合には、新所属所名も記載してください。

退職、失職、解職、死亡、休業、休職、停職、復職、**異動**報告書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

下記のとおり職員の退職、失職、解職、死亡、休業、休職、停職、復職、**異動**を報告します。

令和 3年 4月 1日

〇 〇 町 長（管理者）

△ 田 〇 夫

公印

団体コード	職員番号	ふりがな	たかね はなこ
530	1352	氏名	高嶺 花子
職名	医長	生年月日及び性別	昭和58年 3月21日生 女
定年年齢	65歳	任用根拠（適用条項）	※常勤特別職員及び任期の定めのない常勤職員は記載不要
退職 、失職、解職、死亡又は復職年月日	令和 3年 3月 31日		
就職 、休業、休職又は停職年月日	平成 30年 4月 1日		
在職等年月数	3年 0月		
退職時の給料月額（調整額を含む。）	医1 2級 34号給 ￥ 422,800		
当該事由	自己都合退職 (他の地方公共団体へ転出)		
引き続き他の地方公務員等となる場合	(新所属所名)	▲▲医療事務組合	

「注」1. 団体コード・職員番号は、群馬県市町村職員共済組合と同一の記号・番号を記入してください。

- ※ 退職後、引き続き他の地方公共団体等に就職（異動）した場合について
- 基本的に、在職期間が就職（異動）先の地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されるので、退職手当の請求手続きは不要です。
 - 「引き続き他の地方公務員等となる場合」欄に、必ず異動先の団体名を記入してください。

【添付書類】 ・ 在職期間に係る履歴書又は人事台帳の写し（原本証明必須）

が6月未満の普通退職者や懲戒免職者など退職手当が支給されない者についても報告してください。なお、引き続き他の地方公務員等となる場合には、新所属所名も記載してください。

退職、失職、解職、死亡、**休業**、**休職**、**停職**、**復職**、異動報告書

群馬県市町村総合事務組合 管理者 様

下記のとおり職員の退職、失職、解職、死亡、**休業**、**休職**、**停職**、**復職**、異動を報告します。

令和 3年 4月 1日

〇 〇 町 長（管理者）

△ 田 〇 夫

公印

団体コード	職員番号	ふりがな	なかやま みゆき
530	3358	氏名	中山 美幸
職名	主任	生年月日及び性別	平成 4年 6月 11日生 女
定年年齢	60歳	任用根拠（適用条項）	※常勤特別職職員及び任期の定めのない常勤職員は記載不要
退職、失職、解職、死亡又は 復職 年月日	令和 3年 4月 1日		
就職、 休業 、 休職 又は 停職 年月日	令和 2年 5月 28日		
在職等年月数	0年 10月		
退職時の給料月額（調整額を含む。）	級	号給	¥
当該事由	育児休業による （地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項） 子の生年月日：令和2年4月2日		
引き続き他の地方公務員等となる場合	（新所属所名）		

「注」1. 団体コード・職員番号は、群馬県市町村職員共済組合と同一の記号・番号を記入してください。

- ※1 休業、停職、育児休業、その他各種休業、復職等があった場合には、速やかに提出してください。
（復職時に休業等の開始の報告も併せて、1枚の報告書でご報告いただいても構いません。）
- ※2 復職年月日については、当該休業等の期間の終了日の翌日となります。
- ※3 育児休業に関する報告の場合には、当該育児休業に係る子の生年月日も必ず記入してください。
- ※4 休業、停職、休業等については、根拠法令及び条項を記入するようにしてください。
→ 場合によっては、この報告書の他にも参考書類などの提出をお願いする場合があります。
- ※5 休業が公務上（通勤災害）の傷病によるものである場合には、その旨も必ず記入してください。

が6月未満の普通退職者や懲戒免職者など退職手当が支給されない者についても報告してください。なお、引き続き他の地方公務員等となる場合には、新所属所名も記載してください。